

都市公共政策ワークショップⅡ 議事録

開催日時：2011年11月11日（金）18時30分～

場 所：107 教室

テ ー マ：裁判員制度と死刑制度

講 師：小浦 美保氏（岡山商科大学専任講師）

（議事録担当者：都市公共政策研究分野 M1 小谷 功）

0. はじめに

裁判員制度は、守秘義務の関係もあり、なかなか見えにくい制度である。しかし、特に大阪では裁判員制度による死刑判決（大阪地裁：此花区パチンコ店放火殺人事件）が出たこともあり、タイムリーな話題ではあると思われる。今回は、裁判員制度について、死刑制度にどのような影響を及ぼすのか、それとも及ぼさないものなのか、考えてみたい。

1. 裁判員制度の概要

（1）裁判員制度のねらい

司法に対する国民の理解を深めること、司法に対する信頼を高めること、裁判の長期化を防ぐことにある。

（2）裁判員制度の基本構造

対象事件は、裁判員法 2 条に列挙されている（以下、「法」と記述）。ただし、例外あり（法 3 条）。なお、被告人に裁判員による裁判を受けるかどうかの選択権はない。合議体の構成は、原則として裁判官 3 人と裁判員 6 人となる（法 2 条 1 項 2 号）。裁判員、裁判官それぞれ 1 人以上の賛成意見がなければ、評決を下すことはできない。裁判員の選任に関しては選任資格がある（法 13 条）。その他、欠格事由（法 14 条）、就職禁止事由（法 15 条）、不適格事由（法 17 条、18 条）がある。また、辞退事由（法 16 条）があるが、これに関しては、政令によっても規定されている。

最高裁が裁判員として活動した方にアンケートを取ってみると、裁判員に就任する前には「裁判員になりたくなかった」という答えが半数近くに上るが、裁判員として活動した後は、「いい経験になった」という答えが 9 割近くに増加している。これは、辞退事由が幅広く認められたという点にポイントがあると考えられる。

2. 裁判員制度の現状

従来、日本の刑事裁判においては「起訴されたら、99.9%が有罪」といわれてきた。裁判員制度が導入されて、有罪率が低下する可能性があるかと思われていたが、実際には、数字の上で低下していない。量刑においては、保護観察が増加したといった傾向が見え隠れしている。

3. 死刑制度の現状

（1）死刑とは

国家が強制的に生命を剥奪する刑罰であり、犯罪者の社会復帰的視点を有しない唯一の刑罰といえる。

(2) 刑罰論と死刑

様々な刑罰が予定されている中、そもそも刑罰は何のために存在するのかについては、①絶対主義、②相対主義、③併合主義といった考え方があり。また、刑罰がどのような役割を果たすのかについては、①報復機能、②一般予防機能、③特別予防機能といった考え方があり。さらに死刑の機能については、①応報、②一般抑止、③社会防衛といった考え方があり。

(3) わが国の死刑制度

わが国の死刑制度は、残虐な制度から人道的な制度へ、多様な種類から限定された種類（絞首刑）へ、公開から密行（非公開）へと変化していった。死刑執行にあたっては、死刑執行命令は原則として判決確定の日から 6 か月以内に発しなければならない（刑訴法 475 条 2 項）とされているものの、法務大臣のスタンスなどによって、実際にはこれが遵守されているわけではない。

なお、少年法（51 条 1 項）において、行為時に 18 歳未満であった場合は死刑の代わりに無期刑を科すことになっている。光市母子殺害事件の場合、行為時において 18 歳になったばかりの少年が起こした事件であったという点で、議論になっていた。

(4) 死刑囚の処遇

死刑囚は、死刑判決確定から死刑執行までの期間、刑事施設に拘置される（刑法 11 条 2 項、刑事施設法 3 条 4 号）。いつ死ぬかわからない状況で、普通の状態でいられるのかはむずかしい。精神を壊してしまう可能性があり、あまり執行までの期間を長引かせるのも問題があるだろう。

(5) 死刑存廃論

死刑存廃論には、廃止論、存置論、それぞれの論拠がある。廃止論としては、「国家が国民の生命を奪うことは許されない」という法哲学的観点、「死刑には一般抑止力が存在しない」という刑事政策的観点、「憲法 36 条に照らし合わせて、残虐な刑罰である死刑は許されない」という憲法的観点、「当該犯罪が冤罪であった場合に、死刑が執行されると回復不可能である」という適正手続的観点からのものがある。他方、存置論としては、「人の生命を奪ったら、自らの生命を持って償うべきである」という応報的観点、「死刑を廃止すると、凶悪犯罪が増加して、社会的な秩序が乱れる」という一般予防的観点、「犯罪者を死刑に処することで再犯の可能性をゼロにできる」という完全無害化的観点、「今すぐに死刑を廃止しなくてもよい」という消極的観点からのものがある。

(6) 死刑制度の代替策・改善策

死刑制度をなくした場合の代替策としては、終身刑の創設がある。しかしこの場合、①本人がなぜこんな刑を受けているのかが分からなくなってしまう、精神を病んでしまう、②コストや刑務所などのスペースの問題、などが指摘されている。

(7) 死刑をめぐる近年の動き

2007年以降、死刑執行状況の公表を法務省が行うようになった。また、刑場公開なども行われるようになってきている。

4. 裁判員裁判と死刑

(1) 裁判員裁判による死刑判決

2011年11月11日までに、10件の判決がある。

(2) 「量刑データベース」と市民の判断

裁判員制度では、量刑の判断が難しい。そこで、これまで裁判官が行った量刑について、データベース化がなされている。これが裁判員制度では役に立っているようであるが、このデータベースを参考にしすぎると、裁判官による従来の裁判となんら変わりがなくなる可能性がある。

(3) 選任手続きと死刑

裁判員制度では、選任過程において追加質問があり、死刑廃止論者は不適格事由に該当するものとして選任されない。

(4) 此花区パチンコ店放火殺人事件

この事件では、弁護側が死刑制度そのものを争点の一つとした。大阪地裁は死刑制度について認めたが、被害者からは、これについて不満の声があった。この事件が我々につきつけた課題は大きいように思われる。

<Q&A>

Q. フランスなどは死刑制度を廃止しているように聞いているが、日本も死刑制度を廃止する傾向にあるのか？

A. 死刑制度の廃止に向けて、日本では超党派の国会議員による勉強会があったりするが、世論調査の結果が影響しているのか、死刑制度は存置されている。先進国ではアメリカと日本ぐらいしか死刑を存置していないのが実情ではある。

Q. アメリカなど、100年以上の長期懲役が存在する国がある。一方で日本は無期懲役といいつつも、実質は情状酌量があり、20年程度で出てくる可能性もある。この両者の違いはどこにあるのか？

A. 100年以上の長期懲役は、単純に一つ一つの刑を足していく方式がとられている場合に見られる。これに対して、日本の場合は、刑法の規定により、量刑全体の上限が制限されているという違いがある。

Q. 死刑制度は英米法由来のものなのか？大陸法由来なのか？

A. 死刑制度そのものは、非常に原始的なもの。死刑と島流しが中心だった。特にどちらの法系

に由来するものというわけではない。

Q. 犯罪者を更生させるような仕組みは刑務所にあるのか？出所するときには再犯の可能性がないかどうか、審査があつたりするのか？

A. 暴力団離脱指導など、特別プログラムが存在するが、制度が始まったばかりでもあり、効果はまだはっきりしない。また審査については、普段の態度を刑務官がチェックをしている。仮釈放についてはそのような審査をパスした人だと考えてよいだろう。ただし問題は満期出所の場合で、この場合は保護観察などもないわけだが、刑そのものを終えているので、どうすることもできない。

Q. 裁判員制度は今後拡大していく傾向と考えてよいのか？

A. 拡大する可能性はあると思うが、コストの問題や辞退者の増加などの傾向があればどうなるかはわからない。3年ごとに制度を見直す予定である。

以 上